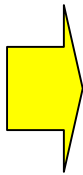


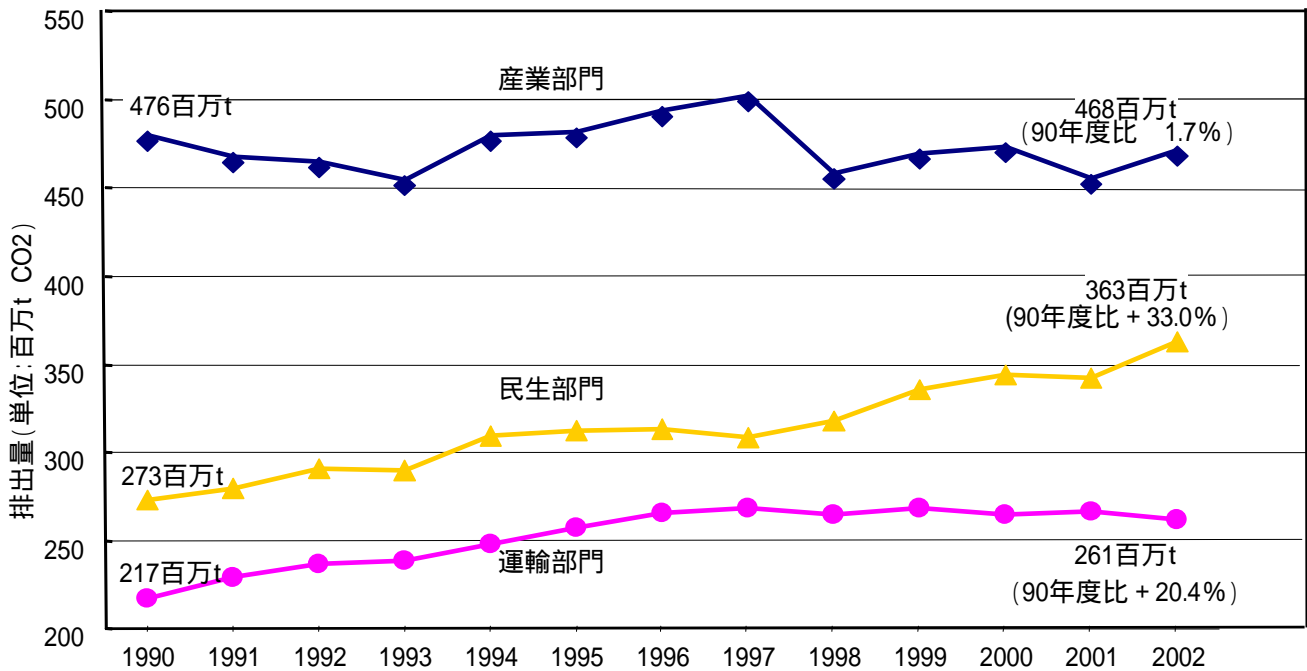
省エネ法改正の背景

京都議定書
17年2月16日発効

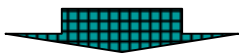


我が国は2010年目途に90年比6%削減
(2002年実績 + 7.6%)
〔エネルギー起源CO2は90年比0.6%に抑制
(2002年実績 + 約12%)〕

各部門のCO2排出量の推移



< CO2排出削減の手段 >
エネルギー消費の削減
新エネルギーの導入、原子力の推進等



目標達成のための追加対策が必要

運輸部門

民生部門(うち建築物・住宅)

課題
運輸事業者と産業界との連携による省エネ取組の強化

課題
住宅の省エネルギー対策の強化
既存ストックの省エネルギー対策の強化



省エネ法の改正

< 運輸部門のその他の施策 >
グリーン物流総合プログラム
(荷主、物流事業者の連携による物流分野でのCO2削減)
ESTモデル事業
(環境的に持続可能な交通体系の実現を目指す先進的な取組に対するモデル事業)

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正(運輸分野)の概要

【改正のポイント】

一定規模以上の輸送能力を有する輸送者(自家物流を含む)に省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等の義務づけ

一定規模以上の貨物輸送を発注する荷主にもモーダルシフト、営自転換の促進等の観点から発注にかかる省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の報告等の義務づけ

企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用推進等の努力義務

【改正内容】

輸送者の判断基準

省エネ目標
省エネ措置

- ・低公害車等の導入
- ・エコドライブの推進
- ・貨物積載効率の向上
- ・空輸送の縮減 等

貨物、旅客別、
輸送機関別に
作成

荷主の判断基準

省エネ目標
省エネ措置

- ・モーダルシフト、営自
転換等
- ・共同発注等への取組
等

企業が公共交通
機関の利用推進
等の努力義務

一定規模以上の輸送能力
を有する輸送者

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

省エネ計画の作成

定期報告

- ・エネルギー使用量(原単位)
- ・省エネ措置の取組状況

省エネの取組が著しく遅れている場合には、勧告、
命令、罰則